

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

建築住宅課 住宅係

議案名

議案第76号 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

定住促進住宅に若年層や子育て世代の方がより入居しやすくなるように、定住促進住宅の入居要件の一つである収入要件を改めようとするものです。

概要

定住促進住宅は、他の公営住宅と設置目的及び入居時の収入の基準が異なります。入居時の収入の算定において、扶養親族等が多い場合、控除額が多く見込まれ、収入が低く抑えられ入居要件の収入基準である114,000円に満たないケースもあることから、定住促進住宅入居時の収入については、公営住宅法施行令に規定する控除を適用しないこととするものです。

	公営住宅	定住促進住宅	
住宅の設置目的	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸すること。	定住対策に重点を置き、若年層や子育て世代の人口増加を図ること。	
収入の計算方法	公営住宅法施行令に定める方法(扶養控除・特別控除を適用し収入を抑える仕組み)	【現行】 公営住宅法施行令に定める方法(<u>扶養控除・特別控除を適用する</u>)	【改正案】 公営住宅法施行令に定める方法(<u>ただし、扶養控除・特別控除を適用しない</u>)

(施行期日：公布の日)

背景・経過

過疎化が進む黒保根町の人口減少対策の一環として、平成8年度、平成13年度及び平成30年度に定住促進住宅を整備しました。定住促進住宅は、「若年層の人口増加を図るための住宅」であり、他の公営住宅と設置目的が異なることから、若年層及び子育て世代が入居しやすいように収入要件を改めるものです。